

令和3年度第1回 福知山市行政改革推進委員会

日 時：令和3年5月7日（金）
午後1時00分から
場 所：市庁舎旧館オンラインルーム

《 次 第 》

開会

- 1 令和3年度委員及び事務局体制の紹介
- 2 委員長・副委員長の選出
- 3 報告事項
・事業評価（事後・事中）の実施について
- 4 議事
 - (1)（仮称）第7次行政改革大綱の策定について
 - (2) 新しい行政評価システムの構築について
 - (3) 委員会に係るスケジュールについて

閉会

【配布資料】

- 資料1 福知山市行政改革推進委員会 委員名簿
- 資料2 福知山市職員名簿
- 資料3 福知山市行政改革推進委員会規則
- 資料4 令和3年度事業評価（事後・事中）について
- 資料5 （仮称）第7次行政改革大綱の策定について
- 資料6 新しい行政評価システムについて
- 資料7 令和3年度 行政改革に係るスケジュールについて

（参考①～③）第6次福知山市行政改革大綱関係資料

福知山市行政改革推進委員会 委員名簿
(令和3年4月～)

(50音順、敬称略)

| | 氏名 | 機関・団体名・主な公職等 |
|---|----------------|---|
| 1 | 井上 拓 (新任) | ・ITコンサルタント ・フューチャー株式会社シニアアーキテクト ・イノベーションラボラトリ株式会社取締役 ・IPA(独立行政法人情報処理推進機構) 非常勤研究員 |
| 2 | 浦尾 たか子 (再任) | ・京南倉庫株式会社常務取締役 ・京都府舞鶴港湾審議会委員 ・京都府産業人材育成委員会委員 ・(公社)下京納税協会副会長 ・関西広域連合協議会委員 |
| 3 | 菊田 学美 (再任) | ・行政書士 ・社会保険労務士 ・福知山公立大学法人評価委員会委員 |
| 4 | 深尾 昌峰 (再任) | ・龍谷大学学長補佐 ・龍谷大学政策学部教授 |
| 5 | 細見 祐介 (新任) | ・公認会計士 ・税理士 ・福知山市指定管理者制度第三者評価委員会委員 ・福知山公立大学非常勤講師 |
| 6 | 村尾 慎哉 (再任) | ・公認会計士 ・税理士 ・村尾会計事務所所長 ・滋賀県監査委員 |

福知山市職員名簿（令和 3 年度）

| 補職名 | 氏名 |
|------|-------|
| 特別参与 | 熊 谷 哲 |

（行政改革推進委員会事務局）

| 補職名 | 氏名 |
|--------------------|---------|
| 市長公室長 | 田 村 雅 之 |
| 財務部長 | 前 田 剛 |
| 市長公室 経営戦略課長 | 石 田 義 郎 |
| 財務部 財政課長 | 蘆 田 祐 幸 |
| 市長公室 経営戦略課 課長補佐兼係長 | 島 村 孝 之 |
| 市長公室 経営戦略課 | 北 野 結 花 |

福知山市行政改革推進委員会規則

（目的）

第1条 この規則は、福知山市附属機関設置条例（昭和28年福知山市条例第29号）第2条の規定に基づき、福知山市行政改革推進委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（組織）

第2条 委員会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、市政に関して優れた識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。

（任期）

第3条 委員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長及び副委員長）

第4条 委員会に委員長1人、副委員長1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第5条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

（資料提出の要求等）

第6条 委員会は、調査審議のため必要があるときは、関係職員に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

（庶務）

第7条 委員会の庶務は、市長公室経営戦略課において処理する。

（その他）

第8条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成2年12月21日規則第26号）

この規則は、平成3年1月1日から施行する。

附 則（平成14年3月29日規則第33号）

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成17年12月27日規則第45号）

この規則は、平成18年1月1日から施行する。

附 則（平成21年3月31日規則第34号）

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成23年3月31日規則第34号）

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月29日規則第56号）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月24日規則第49号）

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

令和3年度 事業評価（事後・事中）について

基本方針

- ・平成28年度から令和元年度の4年間で実施した「全事業棚卸し」の取組により、職員に定着しつつある「前例にとらわれることなく、常に業務を見直す意識や姿勢」をより強化するため、予算編成・予算執行の一連の過程において、担当課職員による事業見直しと自己評価を継続し、事業改善を進めるPDCAサイクルの強化を図る。
- ・新規事業については、当該年度の進捗状況等の点検を行う事中評価を実施する。また、令和元年度以降の新規事業については、担当課による自己評価に併せ、他部署職員による事後評価を加える。
- ・内部評価の実施にあたっては、行革担当部署、財政担当部署及び次長・課長級職員にて実施する。
- ・当該年度新規事業の事中評価は、課題や成果の把握を早期に行い、翌年度予算へ反映させるため、予算編成前に実施する。

実施要領

1 実施目的

全事業棚卸しの取組の成果として職員に定着しつつある「事業見直しの意識と体制」を確立し、職員自らで事業内容の点検・評価を行い、必要な見直しを行うPDCAサイクルを強化していくため、担当課による自己評価に加え、令和元年度以降の新規事業については他部署職員による内部評価を実施します。

2 対象事業

- (1) 令和2年度新規事業…事後評価として、令和3年5月下旬～6月にかけて実施します（60事業程度を予定）
- (2) 令和3年度新規事業…事中評価として、令和3年10月頃実施します
※いずれも市に裁量権のある新規事業を対象とし、経営戦略課にて対象事業を選定。

3 事業評価の位置づけ

事業評価は、事業のあり方・考え方をゼロベースで振り返り、事業目的を再確認した上であらゆる角度から事業を検証し、必要な見直しを行うことで、効率的・効果的なものにつくりかえることを目的に実施します。

よって、事業評価での改善意見等については、担当課において今年度事業の有効性及び効率性向上のために十分活用するとともに、翌年度以降の予算要求及び予算編成過程においても、重要な参考材料とします。

4 事業評価の基本的な実施方法

事務事業評価と密接に連携しつつ、①事業の対象（ターゲット）、②投入資源（インプット）、③活動内容（アクティビティ）、④活動実績（アウトプット）、⑤成果・効果（アウトカム）の的確な把握と分析、予算投入の必要性・事業の有効性・事業の効率性の3つの視点での厳格な評価等を実施し、そもそもの事業のあり方から総点検を行うことを基本とします。

5 実施体制

事業評価の実施にあたっては、次の実施グループを編成します。

(1) 事後評価（令和2年度新規事業）

評価グループ：次長・課長級職員（各部より推薦）、経営戦略課長、
財政課、経営戦略課（事務局）

(2) 事中評価（令和3年度新規事業）

評価グループ：市長公室長、財務部長、市長公室次長、経営戦略課長
財政課長、経営戦略課（事務局）

(仮称) 第7次福知山市行政改革大綱の策定について

1 これまでの行政改革の取組

本市では、昭和60年度の「第1次行政改革大綱」策定以降、令和2年度末を計画期間とした「第6次行政改革大綱」まで、それぞれの時代に即した行政課題の解決のため、継続した改革の取組を進めてきました。

現在は、平成27年12月に策定した「第6次行政改革大綱」に基づく取組を推進しています。また、平成29年11月には、社会保障関係経費の増大や消費税引き上げなど、経常経費の更なる増加による財政構造の硬直化を防ぐため、第6次行政改革による取組を補完するために「財政構造健全化指針」を定め、行財政改革の取組を強力に推進してきました。

(1) 策定状況

| | |
|--------|-------------|
| 昭和60年度 | 第1次行政改革大綱策定 |
| 平成17年度 | 第2次行政改革大綱策定 |
| 平成12年度 | 第3次行政改革大綱策定 |
| 平成18年度 | 第4次行政改革大綱策定 |
| 平成23年度 | 第5次行政改革大綱策定 |
| 平成27年度 | 第6次行政改革大綱策定 |
| 平成29年度 | 財政構造健全化指針策定 |

(2) 第6次行政改革の基本方針と取組事項

| 基本方針 | 取組事項 |
|-------------------------------|---|
| 1 市民協働による改革 (協働による地域経営の推進) | <ul style="list-style-type: none"> ■ 役割分担に基づく市民協働の推進 ・ 住民自治の新しい仕組みづくり (地域協議会制度など) |
| | <ul style="list-style-type: none"> ■ 透明性の高い市政の運営 ・ SNSの活用及び公開データのオープンデータ化 |
| | <ul style="list-style-type: none"> ■ 市民とともに構築する防災対策の充実・強化 ・ 自主防災組織の育成と連携体制の確立 ・ 自主防災組織地域防災マップの作成 |
| 2 行政経営の改革(時代のニーズに即応した行政経営の推進) | <ul style="list-style-type: none"> ■ 質の高い行政サービスの提供 ・ 個人番号カード活用による利便性の確保 |
| | <ul style="list-style-type: none"> ■ 公民連携手法等による公共サービスの提供 ・ 公共施設の民間利用促進 |
| | <ul style="list-style-type: none"> ■ 公共施設適正化の推進 ・ 公共施設マネジメントの推進 |

| | |
|--------------------------------|--|
| 3 財政経営の改革(持続可能な財政基盤の構築) | <ul style="list-style-type: none"> ■中長期見通しによる財政マネジメントの強化 <ul style="list-style-type: none"> ・中期財政見通しの策定・公表・活用 ・合併特例期間終了後の財政健全化の推進 |
| | <ul style="list-style-type: none"> ■歳出の削減 <ul style="list-style-type: none"> ・行政評価システムを活用した事業の見直し |
| | <ul style="list-style-type: none"> ■歳入の確保 <ul style="list-style-type: none"> ・利用者負担の原則に基づく使用料等の適正化 ・ふるさと納税の推進 ・市有地等の財産売却の促進 ・市税等の収納率向上 |
| 4 人材育成・組織改革(課題への対応力を強化する体制づくり) | <ul style="list-style-type: none"> ■効率的で効果的な行政体制の確立 <ul style="list-style-type: none"> ・定員の適正化 |
| | <ul style="list-style-type: none"> ■広域連携による新たな取組の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・広域での職員研修実施 |
| | <ul style="list-style-type: none"> ■意識改革に重点をおいた人材育成の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・職員の市政運営に対する意識向上 |

(3) 第6次行政改革の進捗状況(令和元年度末)

① 中心的な課題として取り組む項目

| 項目 | 目標値 | 累計 (28~元年度) | 進捗率 |
|---------------|----------------------------------|---------------------------|--------|
| 削減効果額(108項目) | 3,297百万円 | 3,442百万円 | 104.4% |
| 公共施設マネジメントの推進 | 延床面積 45,298 m ² 削減 | 19,923 m ² (※) | 44.0% |
| 職員の適正配置 | 一般職員数 15人削減 | 27人削減 | 180.0% |

※事業完了まで至っていないものの、地元等関係者との合意が図れたもの、事業中のものが別途45,457 m²あります。

② 財政指標の改善に関する項目

| 項目 | 目標値 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 元年度 |
|--------|----------|--------|--------|--------|--------|
| 将来負担比率 | 105.5%以下 | 88.6% | 74.7% | 64.7% | 51.8% |
| 基金残高 | 40.9億円以上 | 37.8億円 | 40.1億円 | 39.7億円 | 42.4億円 |
| 経常収支比率 | 92.7%以下 | 96.8% | 97.7% | 96.5% | 93.5% |

③ 実施項目(108項目)の取組状況

| 取組状況 | 項目数 |
|-------------------------|-----|
| 計画期間5年間で設定している目標を達成したもの | 30 |
| 部分実施のもの | 74 |
| 検討中のもの | 4 |

(4) 第6次行政改革の成果と課題

第6次福知山市行政改革大綱は、市の最上位計画である「未来創造 福知山」に掲げるビジョン実現に向けた取組の実効性を行政運営面から担保し、次世代に大きな負担を背負わさず、多様性あふれる福知山市の継承をめざすため、「次世代へつなぐ新たな改革」をテーマに掲げて策定されました。

計画期間は、平成28年度から令和2年度までの5年間として、4つの基本方針に基づき12項目の取組事項を定め、108項目の具体的な取組を定めた実施計画を併せて策定し、進行管理を行ってきました。

計画期間4年目の令和元年度進捗状況では、削減効果額、職員の適正配置、財政指標の将来負担比率、基金残高で目標を達成しています。また、108の実施項目のうち30項目で目標を達成するなど一定の成果を挙げています。

しかし、実施項目を策定当初の108項目に限定していることから、社会経済情勢や市民ニーズに対応した内容、目標設定の見直しが行えず実施計画の硬直化や実施項目以外の財政需要のコントロールに課題がありました。

2 新たな行政改革の必要性

今後、人口減少による市税の減収、少子高齢社会の到来による社会保障関係経費の増加より、本市の財政状況は一層厳しくなることが予想されています。また、新型コロナウイルス感染症の影響や大規模な自然災害への対応、ICTを活用したスマート自治体への転換、さらにはSDGSに呼応したまちづくりの推進など、新たな財政需要への対応が必要となっています。

このような中、限られた財源を有効に活用し、持続可能で発展性のあるまちづくりを実現していくためには、新しい手法や考えを取り入れ、引き続き行政改革を進めていく必要があります。

第6次福知山市行政改革大綱の計画期間が令和2年度をもって満了を迎えたことから、(仮称)第7次福知山市行政改革大綱(以下「次期行革大綱」という。)の策定に取り組みます。

なお、従来なら令和3年度を始期とする次期行革大綱を策定しますが、第6次行政改革の総括、全事業棚卸しでの課題解決に加え、急速に進む人口減少社会、ICTなど技術革新、さらには新型コロナウイルス感染症による社会変容などの対応を踏まえた行政改革大綱とするため、策定期間を令和3年度に延伸しています。

3 次期行革大綱策定にあたって(事務局案)

次期行革大綱の策定にあたっては、次の事項に留意した大綱づくりを進める必要があると考えています。

(1) 「(仮称)まちづくり構想 福知山」と連動し施策実現を行政運営面から担保する大綱

令和4年度からスタートする市の最上位計画である「(仮称)まちづくり構想 福知山」の施策実現を図るため、持続可能な行政運営を推進するための指針として策定します。

- (2) 第6次行政改革の総括を踏まえた大綱
第6次行政改革の成果と課題を踏まえ、次期行革大綱の取組に反映します。
特に第6次行政改革における実施手法上の課題（取組項目の限定、実施計画の硬直化など）の解決を図ります。
- (3) 社会変容に対応した実効性のある大綱
人口減少社会、ICTなど技術革新、働き方改革、さらには新型コロナウイルス感染症による社会変容など社会経済情勢の変化に応じた行政サービスを効果的・効率的に提供するため、実効性を確保した内容とします。
- (4) 市民に分かりやすい大綱
基本方針、取組事項を明確に定めるなど、市民に分かりやすい行革大綱を策定します。また、策定にあたってはパブリックコメントを実施し市民意見を取り入れた内容とします。

4 次期行革大綱の基本方針、取組項目の検討にあたって（事務局案）

これまでの行政改革の成果と課題を踏まえるとともに、市民ニーズや社会情勢の変化を見据えた次期行革大綱の基本方針、取組項目を定めるため、次の視点を考慮して検討を進めたいと考えています。

- (1) ICT技術を活用した行政サービスの向上
ICT技術を一層活用することで、窓口サービスの利便性の向上や情報発信を充実し、満足度の高い行政サービスを提供することが必要です。
- (2) 持続可能な財政基盤の確立
人口減少、高齢化、コロナ禍による税収減が見込まれる一方で、扶助費等の社会関連保障経費は増加するなど、厳しい財政状況が予想される中、自立した行政運営を行うためには、将来にわたって持続可能な財政基盤を確立する必要があります。
- (3) 市民参画、市民協働の推進
限られた行政資源の中で、行政が単独でサービスを提供する従来の手法では、様々な課題を解決することが困難となりつつあるため、多様な担い手とのパートナーシップにより、まちづくりを推進する必要があります。
- (4) 組織力、職員力の向上
複雑化、多様化する市民ニーズに迅速かつ的確に対応し、地域の実情に合ったより質の高い行政サービスを提供していくためには、さらなる組織力、職員力の向上が必要です。
- (5) SDGSに呼応した行政運営の推進
「誰一人取り残さない」社会の実現を目指したSDGSに呼応したまちづくりを進めるための行政運営を推進することが必要です。

5 大綱の構成及び計画期間

(1) 大綱の構成

今後の5年間で取り組む基本理念、基本方針、取組項目、推進体制などを定めます。

(2) 計画期間

令和4年度から令和8年度

次期行革大綱の計画期間は、「(仮称)まちづくり構想 福知山」の計画期間に合わせ、令和4年度から令和8年度までの5年間とします。

6 策定体制

(1) 附属機関

福知山市行政改革推進委員会

次期行革大綱の策定について、市長の諮問に応じて調査及び審議を行い、答申します。

(2) 庁内検討組織

ア 福知山市行政改革推進本部

市部長級職員により構成し、次期行革大綱の策定に必要な事項の検討を行います。

イ 庁内担当者会議

取組項目に関する事項を中心とした関係課担当者により構成し、次期行革大綱の策定に必要な検討を行います。

7 策定スケジュール (案)

| | | |
|----------|-----------------|-----------|
| 令和3年5月7日 | 第1回行政改革推進委員会 | (説明) |
| 6月 | 第2回行政改革推進委員会 | (諮問) (審議) |
| 8月 | 第3回行政改革推進委員会 | (審議) |
| 10月 | 第4回行政改革推進委員会 | (審議) (答申) |
| 11月～ | 行政改革推進本部、庁内検討組織 | (大綱案の作成) |
| 令和4年3月 | | (大綱の策定) |

新しい行政評価システムについて

1 導入の必要性

市の全事業を対象に、これまでの事業のあり方・考え方をゼロベースで振り返り、事業目的を再確認した上で、事業の課題を明らかにし実施手法等の見直しを行うことで、事業を効率的・効果的なものにつくりかえることを目的として、平成28年度から4年間で1,123事業の全事業棚卸しを実施しました。

行革委員会では、公開事業検証を含め237事業の検証、事業のあり方等について御指摘・御提言をいただき、結果、全体の約92%にあたる1,033事業で事業内容などの見直しを行い事業の質の向上を図ってきました。

また、この4年間の取組を総括いただき、答申では全事業棚卸しでの課題として、大きく以下の3点を御指摘いただきました。

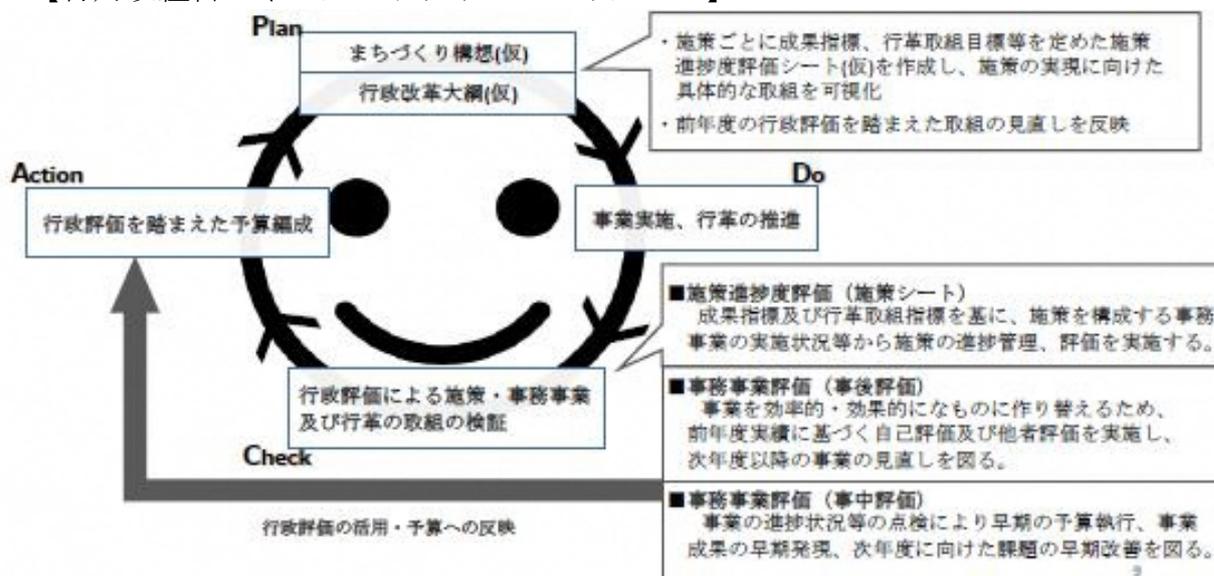
- ①事業の背景や課題に対する認識、今後の事業展開についての見通しや事業成果を把握する指標自体の捉え方が不十分
- ②上位施策と事業との関係性や関連計画の位置づけ、施策目標に対する各事業の効果検証などについて、俯瞰的かつ横断的な視点での検証が必要
- ③市民参画の視点を持つこと、市政運営の透明性や説明責任を果たすことによる、市民の市政への理解向上

御指摘いただいた課題の解決に加え、本市の行財政経営マネジメントシステムを一層強化し、今後も、持続可能で発展性のあるまちづくりを強力に推進するため、新たな評価システムの導入が必要と考えています。

2 評価システムの概要（事務局案）

これまでの事業棚卸し（令和2年度より「事業評価」として市職員による内部評価として実施）の取組をベースとしつつ、施策と事業の関連性をより明確にし、施策目的の達成に主眼を置いた評価システムの構築を目指します。併せて、（仮称）第7次行革の取組も同時に管理し、行財政経営マネジメントサイクルの強化とともに事務の効率化を図ります。

【行財政経営マネジメントサイクルのイメージ】



令和3年度 行政改革推進委員会に係るスケジュール(予定)

資料 7

| | 行政改革推進委員会 | (仮称)第7次行政改革大綱の策定 | 新しい評価システムの構築 |
|-----|-----------|---------------------------------|-------------------------------------|
| 4月 | | | |
| 5月 | 第1回委員会 | 行政改革推進委員会 (説明) | 行政改革推進委員会 (説明) |
| 6月 | 第2回委員会 | 行政改革推進委員会 (審議) | 行政改革推進委員会 (審議) |
| 7月 | | | |
| 8月 | 第3回委員会 | 行政改革推進委員会 (審議) | 行政改革推進委員会 (審議) |
| 9月 | | | |
| 10月 | 第4回委員会 | 行政改革推進委員会 (審議) | 行政改革推進委員会 (審議) |
| 11月 | 第5回委員会 | 行政改革推進本部 庁内担当者会議 (大綱案の作成) | 行政改革推進本部 庁内担当者会議 (評価システム案の作成) |
| 12月 | | | |
| 1月 | | | |
| 2月 | 第6回委員会 | 行政改革推進委員会 (大綱最終案の報告) | 新しい評価システムの試行実施 |
| 3月 | | 【大綱の策定】 | |